## ファームバンキング/ホームバンキング利用規定の一部改正について

本規定にかかる改正を令和7年12月1日(月)に行います。 改正内容の詳細につきましては、下記の新旧対照表をご参照ください。

改正後	現行	備考	差異
ファームバンキング/ホームバンキング利用規定	ファームバンキング/ホームバンキング利用規定		
大分県信用農業協同組合連合会	大分県信用農業協同組合連合会		
1 ファームバンキング/ホームバンキング	1 ファームバンキング/ホームバンキング		
ソコンなど当会所定の端末機器を使用して、本サービスの契約者(以下、「契約者」といいます。)からの依頼に基づき、契約者の口座残高等の情報を提供するサービス、振	ファームバンキング/ホームバンキング(以下、「本サービス」といいます。)は、パソコン <u>やファクシミリ</u> など当会所定の端末機器を使用して、本サービスの契約者(以下、「契約者」といいます。)からの依頼に基づき、契約者の口座 <u>入出金明細等の情報を通知するサービス、契約者の口座</u> 残高等の情報を提供するサービス、振込・振替手	「ファクシミリ」削除	<u>削除</u>
	続を行うサービス、その他当会所定のサービスを本規定により行うものです。また、本サービスの契約者は、当会に口座を保有し、本規定の内容を十分に理解したうえで本規定に同意し、当会制定の申込みを行い、かつ当会が当該申込みを承諾した本邦居住の方のみとします。		
契約者は、本規定に基づき、自らの判断と責任において本サービスを利用してください。	契約者は、本規定に基づき、自らの判断と責任において本サービスを利用してください。		
	<u>6 通知サービス</u>		<u>削除</u>
	通知サービスとは、契約に基づき、契約者が当会あて利用申込書により届け出たサ ービス利用口座に対する振込、取立て、自動引落および入出金明細をサービス利用者 の端末に自動通知するサービスをいいます。		削除
<b>6</b> 照会サービス	<b>7</b> 照会サービス		<u>変更</u>
7 振込・振替サービス	8     振込・振替サービス		変更
8       取引内容の記録等	<u>9</u> 取引内容の記録等		変更

現行	備考	差異
10 サービス利用手数料等		変更
数 $(2)$ 本サービスによる振込に当たっては、「 $8$ 振込・振替サービス」における振込手数	条ズレの修正	
。料およびこれに伴う消費税を、振込手続の処理時に支払指定口座から引き落とします。		
1 <u>1</u> 暗証番号、セキュリティ等		変更
12 解約等		変更
1 <mark>3</mark> 移管		変更
1 <mark>4</mark> 免責事項		変更
:、(3) 当会が「4 本人確認」に従って本人確認を行ったうえで取引を実施した場合には、	条ズレの修正	変更
のである場合、個人の契約者は後記「1 <u>5</u> 本サービスの不正使用による振込等」による		
補てんの請求をすることができます。		
1 <u>5</u> 本サービスの不正使用による振込等		変更
16 届出事項の変更等		変更
1 <u>7</u> サービスの休止		変更
18 サービスの廃止		<u>変更</u>
	10 サービス利用手数料等   10 サービス利用手数料等   11	10 サービス利用手数料等   (2) 本サービスによる振込に当たっては、「g 振込・振器サービス」における振込手数   条ズレの核正   条ズレの核正   条ズレの核正   条ズレの核正   表表   表表   表表   表表   表表   表表   表表

## 新旧対照表

改正後	現行	備考	差異
18 本規定の変更	1 <u>9</u> 本規定の変更		<u>変更</u>
用方法(当会の所定事項を含みます。)を変更することができるものとします。本規定 は民法に定める定款約款に該当し、本規定の各条項は金融情勢その他諸般の状況の変	(1) 当会は、「18 サービスの廃止」に基づく他、必要に応じて本規定の内容および利用方法(当会の所定事項を含みます。)を変更することができるものとします。本規定は民法に定める定款約款に該当し、本規定の各条項は金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。		変更
<u>19</u> リスクの承諾	<b>20</b> リスクの承諾		変更
20 関係規定の適用・準用	21 関係規定の適用・準用		<u>変更</u>
2 <u>1</u> 契約期間	22 契約期間		変更
22 譲渡、質入れ等の禁止	2 <mark>3</mark> 譲渡、質入れ等の禁止		変更
23 準拠法・合意管轄	2 <u>4</u> 準拠法・合意管轄		変更